

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月2日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ DC 法令解釈通知の改正について ◆

平成22年2月26日付で、「確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）」の一部改正に係る通知が発出されています。

昨年12月のパブリックコメント募集時のものと同内容であり、主な変更は以下のとおりです。

### [変更内容]

#### (1) デフォルトファンドの設定に関する取扱いの明確化

- デフォルトファンドを設定する場合には、所定の内容を規約に記載すること。元本確保型以外をデフォルトファンドに設定する場合は以下の点も規約に記載する。
  - 当該運用方法に係る具体的金融商品の仕組みや特徴について十分説明すること。
  - 当該説明に関する書類を交付又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を実施すること。

#### (2) 個人情報の取扱いの明確化

- 事業主又は運営管理機関が加入者等の個人情報を保管し使用する場合には、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、業務の遂行に必要な範囲内で行わなければならないこととされており、当該「その他正当な事由がある場合」につき以下のとおり具体的な事例が示された。

(以下、次頁)



- 事業主が退職による資格喪失者に対して手続きの説明を行うため、脱退一時金支給要件の判定に必要な範囲内において個人別管理資産額に関する情報を活用する場合
- 事業主が資格喪失後一定期間経過後も個人別管理資産額移換申出を行っていない者に、当該申出を促すため、氏名や住所等情報を活用する場合
- 運営管理機関に対し、法令の規定に基づき、裁判所、税務署等から個人情報提出命令があった場合
- 運営管理機関が、事業主からの依頼に基づき上記資格喪失者に対する業務を実施するための加入者等の情報提供をする場合

(3) 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化

- 事業主の資格喪失者に対する資産移換に関する説明の具体的内容が以下のとおり示された。
  - 他の企業型年金又は国民年金基金連合会へ個人別管理資産を移換する旨の申出は、資格喪失日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。
  - 当該申出を行わない場合、個人別管理資産は国民年金基金連合会へ自動移換され、本人による移換申出がなされるまで運用されずに管理手数料が徴収されること。
- また、事業主は資格喪失後一定期間を経過した後においても移換申出を実施していない資格喪失者に対し、当該申出を速やかに行うよう促すべく努めることとされた。

なお、上記変更内容(1)の規約の記載については、弊社運営管理機関先において是对応済みです。

以上

